

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表執行役社長 亀澤 宏規
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【報告義務発生日】	2025年04月03日
【提出日】	2025年04月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	全保連株式会社
証券コード	5845
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱UFJファクター株式会社
住所又は本店所在地	〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1977年6月1日
代表者氏名	小川 浩一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	ファクタリング業務・代金回収受託業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJファクター株式会社 企画部 島田 進
電話番号	080-4420-4105

(2)【保有目的】

政策投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	384,615		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	384,615	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数)(0+P+Q-R-S)	T		384,615
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月3日現在)	V	27,048,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.42
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項はありません。						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

三菱UFJファクター株式会社(以下「三菱UFJファクター」といいます。)は、2025年2月14日付で、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)との間で、本公開買付け(下記「2提出者(大量保有者)/2」の「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に定義します。)が成立し、その決済が行われていること等、一定の条件が成就していることを前提として、別途三菱UFJニコス及び三菱UFJファクターが合意する日に、三菱UFJファクターが所有する発行者の普通株式384,615株の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)を合意しています。本株式譲渡の具体的な時期については、本公開買付けの決済開始日から相当期間経過後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、三菱UFJニコスと協議の上、検討する予定です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	302,500
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	302,500

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

2【提出者（大量保有者）/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱UFJニコス株式会社
住所又は本店所在地	〒113-8411 東京都文京区本郷三丁目33番5号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1951年6月7日
代表者氏名	角田 典彦
代表者役職	代表取締役
事業内容	クレジットカード業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJニコス株式会社経営企画本部 ペイメント戦略推進部長 加藤 良介
電話番号	03(3811)3111(大代表)

(2)【保有目的】

<p>発行者の連結子会社化により、三菱UFJニコス、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び発行者（以下、三社を総称して「本資本業務提携契約当事者」といいます。）の間で安定的な資本関係を構築し、かかる資本関係を基礎として業務提携を実施し、もって本資本業務提携契約当事者の企業価値向上を図ること（本資本業務提携契約当事者間の2025年2月14日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に基づく発行者の業務執行取締役1名及び社外取締役1名の指名その他の重要提案行為等を含みます。）</p>
--

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	13,026,468		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 13,026,468	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数)(O+P+Q-R-S)	T		13,026,468
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月3日現在)	V	27,048,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		48.16
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年4月3日	株券(普通株式)	13,026,468	48.16%	市場外	取得	1,000円

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

三菱UFJニコスは、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）を取得することを目的として、2025年2月17日から2025年4月3日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは2025年4月3日に成立しており、本公開買付けに係る決済の開始日は2025年4月10日です。

三菱UFJニコスは、2025年2月14日付で、三菱UFJ銀行と発行者との間で、本資本業務提携契約を締結しており、以下の事項を合意しています。

・三菱UFJニコスは、本公開買付けの決済完了の日以後2年間、発行者の書面による事前の承諾なく（但し、発行者は当該承諾を不合理に拒絶してはならないものとします。）、その保有する発行者株式を第三者に譲渡、移転、担保設定又は承継その他の方法により処分（以下「譲渡等」といいます。）してはならず、本公開買付けの決済完了の日から2年を経過した日以降、その保有する発行者株式を第三者に譲渡等する場合には、発行者に対して事前に通知し、発行者との間で誠実に協議することとされています。

・三菱UFJニコス及び三菱UFJ銀行は、三菱UFJニコスによる発行者に対する議決権保有割合が過半数となった時点以降において、三菱UFJニコスを含む株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその関連会社から構成されるMUFJグループ（以下「MUFJグループ」といいます。）がその保有する発行者株式に係る議決権保有割合（但し、当該議決権保有割合には、MUFJグループが信託業を営む者としてその信託勘定において保有する発行者の議決権のうち、MUFJグループを委託者兼受益者としてMUFJグループが受託する信託財産である発行者株式に係る議決権を除いた議決権及びMUFJグループが金融商品取引業者の業務として保有する発行者株式に係る議決権は含まれないものとします。）を上昇させることとなる発行者株式の取得（組織再編行為による承継を含みます。）を行う場合は、自ら又はMUFJグループをして、発行者株式に係る流通株式比率が株式会社東京証券取引所の規則等に定める上場維持基準に抵触しないように配慮し、また配慮させるとともに、発行者との間で誠実に協議し、また協議させるものとし、三菱UFJニコス及び三菱UFJ銀行が当該義務に違反し、MUFJグループが保有する発行者株式に係る議決権割合が上昇した場合には、実務上可能な限り速やかに、MUFJグループによる発行者の議決権割合が、三菱UFJニコスによる発行者の議決権割合が過半数となった時点の議決権割合以下となるよう、法令等上許容される範囲で株式の売却を含む必要かつ合理的な措置を講じなければならないものとされています。

また、三菱UFJニコスは、2025年2月14日付で、三菱UFJファクターとの間で、本公開買付けが成立し、その決済が行われていること等、一定の条件が成就していることを前提として本株式譲渡を合意しています。本株式譲渡の具体的な時期については、本公開買付けの決済開始日から相当期間経過後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、三菱UFJファクターと協議の上、検討する予定です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	13,026,468
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	13,026,468

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項はありません。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) 三菱UFJファクター株式会社

(2) 三菱UFJニコス株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	13,411,083		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 13,411,083	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数)(O+P+Q-R-S)	T		13,411,083
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月3日現在)	V	27,048,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		49.58
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		-

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三菱UFJファクター株式会社	384,615	1.42
三菱UFJニコス株式会社	13,026,468	48.16
合計	13,411,083	49.58